
判例研究

仕向銀行が振込資金の欠缺を理由として振込依頼人からの依頼なく組戻しにより振込入金を撤回したことにより、振込依頼人に対する不法行為責任を負うとされた事例

佐賀地方裁判所平成17年10月7日判決、平成12年（ワ）第367号損害賠償等請求事件、請求一部認容【確定】、金融・商事判例1227号12頁

吉 村 信 明

[事実]

X1は、小売業等の広告主から折込広告の委託を引き受けて折込広告業者に発注する広告業並びに新聞社やその関係会社が発行する新聞及び商品の販売促進事業等を目的とする株式会社であり、Yはその取引銀行である。X1の折込広告業者に対する支払は月末締め翌月15日払であり、支払先は約180件、支払金額は合計7000万円から1億円程度であった。X1の取引においては、広告主からの支払は広告依頼から2ヶ月程度先であり、折込代金支払の期限が広告主からの入金より先に到来することから、Y銀行との間で、「つなぎ資金」の調達目的で手形貸付による短期貸付を受け、広告主からの支払に応じて随時返済するという取引を継続的に行っていった。

X1は、平成12年7月12日頃、Y銀行に対し上記取引の一環として、7月17日の折込広告業者等を受取人とする振込入金を依頼するとともに、同振込入金の振込資金等の調達目的で短期貸付の申込みを行った。

Y銀行は、上記振込入金の依頼を受けて、7月17日午前9時頃、X1の取引先156社の口座への各振込入金手続き（振込金合計7240万1106円）を完了し、各被仕向銀行において各口座への入金記帳が完了した。

ところで、X1は、Y銀行に対して従前の短期貸付の残債の返済に充てるために、X1の主要な広告主A振出に係る手形2通（額面合計5167万2825円）を差し入れていたが、上記振込入金手続きの完了直後にAが7月17日付けで民事再生手続きの申立を行ったことから、上記手形が不渡りとなる見込みとなった。

Y銀行は、残債の返済は新規短期貸付実行の条件であるとして、上記民事再生手続きの申立を受けて新規短期貸付を実行しないことを前提に、X1に対し同日中の振込資金の提供等を要求したが、X1の代表取締役であるX2は翌7月18日に振込資金を提供することを約するのみで振込入金を撤回しないよう要請した。

Y銀行は、上記手形が不渡りとなり、また、X1からの7月17日の店舗営業時間内の振込資金の提供がなかったことにより、X1から組戻し依頼または組戻しについての同意を得ることなく、被仕向銀行に対して上記振込入金につき組戻しを依頼して振込金の返還を求め、同日中に118社の組戻し手続が行われX1の取引先の一部（36社）から同意を得て合計325万2460円の振込金を回収した。

そこで、Xらは、そもそも新規短期貸付実行には条件が付けられていない上、実際に貸付が実行され、または貸付実行までの一時的なつなぎ融資により振込資金が提供され振込委任契約が成立したところ、X1の組戻依頼なく行われた組戻しによる振込入金の撤回はX1の信用を毀損する不法行為に当たるとして、Y銀行に対してX1に対する損害賠償および謝罪広告の掲載ならびにX2個人の損害賠償を求めた。

これに対して、Y銀行は、新規短期貸付実行に付された条件が成就していないから貸付けは実際にも実行されていない等とし、振込資金の欠缺により振込委任契約は成立していないため、Y銀行が実行した振込入金手続は誤振込であり振込依頼人の組戻し依頼がなくても被仕向銀行に対し組戻しを依頼することが許容される場合に当たるとして、上記撤回は不法行為に当たらないと主張した。

[判旨] 請求一部認容【確定】

本件では、本件組戻しが不法行為となるか否かの前提として、本件貸付委任契約が有効に成立しているかどうかが争われており、判旨はYが振込委任契約の成立を証する書面として取り扱っている本件振込金受取書をX1に交付していることやX1からの資金交付がないにもかかわらず本件振込を実行する等Y自身の振込規定に違反する行動をとっているといった事情を考慮して、本件振込みについてはX1とY間で振込委任契約及び本件貸付による貸付金で振込資金が決済されるまでの間の振込資金相当額の金員をYにおいて立て替えるとの默示の契約が成立していると判示した上で、次のように判示した。

「以上によると、本件撤回は、Yが本件立替払契約に従って立て替えた本件振込に係る振込資金相当額である7240万1106円の立替金債権に関する債権回収行為と評価することができる。

ところで、債権者が債権の回収行為につき不法行為責任を負うか否かは、当該債権回収行為自体の必要性及び相当性ないし適法性等に照らして、当該債権回収行為が債権の回収として社会通念上許容されるか否かにより決すべきである。

(1) 本件撤回の必要性

「X2のYとの交渉経緯は、Yに立替金債権の弁済の確実性につき疑問を生じさせるものであったことは否めないと認められる。

そして、X1は訴外Aの平成12年7月17日の民事再生手続の申立てによって大口取引先を失った上に上記認定のとおり1億円あまりの債権回収が困難となつたとのX1の同日当時の財務状態も考慮すれば、Yにおいて早急に債権回収を行うべき必要性はあったものと認められる。」

(2) 本件撤回の相当性

「一般に、商取引の決済手段として用いられる振込入金について、誤振込等の過誤がないにもかかわらず、受取人が組戻しに応じて振込金の返還に応じること

とは通常期待できない場合が多いと考えられるから、本件撤回は債権回収として必ずしも効率的なものでないと見込まれていたと窺われる上、一度行われた振込が依頼者による誤振込等の過誤がないにもかかわらず撤回されることは受取人に対し振込依頼者の支払資金の欠乏を推測させ、その支払能力に関する信用を失墜させる可能性が高いものであるといわざるを得ない。

とすれば、本件撤回は、債権回収方法として相当性を欠くものであったと認められる。」

(3) 本件撤回の適法性

「本来、振込依頼者の意向に基づかない組戻しが「組戻し」として許容されるのは、依頼者の同意を得られないことにやむを得ない合理的理由が存するなどの特段の事情が認められる場合に限られ、これらの事情がないのに、仕向銀行が振込依頼者の意向を無視して自らの都合で一方的に一旦なした振込入金手続の組戻しを行うのは、振込依頼者と仕向銀行間の振込委任契約の趣旨に反するといわざるを得ない。」

特段の事情の存在につき、X1とYとの間の交渉過程について認定した各事実により、

「・・・(Yの) 支店長らがX1に対し振込資金等の準備及び支払原資となる他行の預貯金等の開示等を再三要求していることを考慮しても、Yは、予期していなかつたAの民事再生手続の申立てを受けて、X1との間で立替金の支払につきその支払期限等を含めて十分に交渉を行うことなく、一方的にその支払期限を平成17年7月17日午後3時ころと定めて本件撤回を行つたといわざるを得ないから、前記特段の事情は到底認めがたい。」

とすれば、本件撤回は、本件振込委任契約の趣旨に反するといわざるを得ない。」

「よって、本件撤回は、債権回収方法としてその相当性を欠き、かつ、X1とYとの間の本件振込委任契約の趣旨に反するものであるから、X1において信用不

安が発生し、Yとして債権回収の必要性があったとしても、その行為は社会通念上許容されない違法なものと評価せざるを得ない。」

「以上によれば、Yは、本件撤回につき不法行為責任を免れない。」

[研究]

I 本件の争点

本件は、振込資金が提供されないことを理由として、振込依頼人であるXらの依頼がないにもかかわらずYが行った本件組戻しが、不法行為に該当するか否かということが争点となっている。組戻しに関する最近の事例では、受取人口座において預金債権が成立したか否か、受取人や被仕向銀行の不当利得が成立するか否かというような点が争点となる場合が多いのであるが⁽¹⁾、本件は振込依頼人に対する仕向銀行の不法行為の成立が問題となっている、先例がほとんどない分野についての判例である⁽²⁾。

II 本件組戻しと不法行為の成否

1 本件において裁判所は、X1とYとの間の振込委任契約及び振込資金相当額の立替払いにつき黙示の契約が成立したと認めた上で、本件組戻しを不法行為と認めてYに請求額の一部について損害賠償責任を認めた。

本件でのYによる組戻しの依頼は、①受取人の口座への入金記帳が完了した後に、②振込資金の欠缺を理由として、③振込依頼人であるX1による組戻しの依頼がないにもかかわらず行われたものである。

2 仕向銀行がいったん発信した振込通知に問題が生じた場合に、元に戻すためには、実務上「組戻し」と「取消」の2通りの方法がある。組戻しは1994年全国銀行協会連合会が作成した「振込規定ひな型」第8条に規定があり、取消は内国為替取扱規則に規定がある。そして、どのような場合に組戻しが認められるかについては規定が置かれていないので、本件のように振込資金が欠缺している場合や振込依頼人からの組戻し依頼がない場合に組戻しをすることができるか否かが問題となる。

振込通知の取消事由としては、①重複発信、②受信銀行名・店名相違、③通

信種目相違、④金額相違、⑤取扱日相違の場合に限定されており、振込資金の欠缺については取消事由とはなっていない。また、振込の取消を行うためには振込依頼人による取消依頼というものは必要ではなく、仕向銀行のみの判断で行うことができる⁽³⁾。

3 組戻しとは、仕向銀行が一旦発信した振込通知について、振込依頼人の事情によりその必要がなくなった場合に、振込依頼人からの申し出により当該振込通知の撤回をする際の手続のことである⁽⁴⁾。

組戻し手続の流れについては、①依頼人から仕向銀行に対して組戻しの申し出を行い、②仕向銀行から被仕向銀行へ組戻しを依頼し、③被仕向銀行から受取人への連絡・承諾、被仕向銀行から仕向銀行への資金の返送、④仕向銀行から依頼人への資金の返却、ということになる⁽⁵⁾。

4 組戻しの法的性質について、通説では依頼人と仕向銀行、仕向銀行と被仕向銀行との間は委任契約が成立していることから、組戻しは委任契約の解除と解されている⁽⁶⁾。

委任契約の解除は、委任事務処理の終了により目的が達成される前であれば、当事者はいつでも行うことができる（民法651条第1項）。ただし、組戻しにあっては本来銀行側から解除することはないため、通常は依頼人側からの解除ということになる⁽⁷⁾。

振込の組戻しにおいては、①依頼人から組戻しの申し出があったのが、仕向銀行による振込通知の発信前であれば、仕向銀行の判断のみで組戻しに応じることが可能である。②仕向銀行による被仕向銀行に対する振込通知が発信された後は、被仕向銀行に対して組戻しを依頼し被仕向銀行による承諾があった場合に組戻しがなされることになる。③仕向銀行から組戻し依頼があった時点で、被仕向銀行が振込金につき受取人の預金口座に入金記帳する前であれば、被仕向銀行の判断のみで組戻しに応じることができる。④仕向銀行から組戻し依頼があった時点で、被仕向銀行の受取人の預金口座に入金記帳がなされている場合は、委任事務の処理が終了していることから組戻しに応じることはできない。ただし、実務上このような場合は受取人が承諾することにより組戻しが可能となるが、承諾しない場合は振込依頼人と受取人との協議に委ねることとなる⁽⁸⁾。

受取人の承諾による組戻しは、被仕向銀行と受取人間の預金契約上の払出しであり、仕向銀行と被仕向銀行間の委任契約の解除ではないということになり、この場合は組戻しではなく当事者の合意による振込金相当額の預金の払出しと受取人に代わり被仕向銀行が行う振込金の返還ということになる。そこで、実務では受取人が承諾したことを証するために、通常は被仕向銀行は受取人に対して預金払出請求書や小切手の振出を求めている⁽⁹⁾。

本件では、該当する156社につき全て入金記帳後であったため、組戻しを承諾した一部の受取人から返金がなされた。

III 判例・学説

本件のような振込依頼人からの振込資金の提供がないことを理由として、また振込依頼人からの組戻しの依頼がないにもかかわらず行われた仕向銀行による組戻しが不法行為に当たるとして、振込依頼人から仕向銀行に対して不法行為による損害賠償請求がなされた事例は先例が見当たらない。

ただ、本件における組戻しの特徴である、振込資金の欠缺を理由とする点と振込依頼人の組戻し依頼がないという点について関連する判例・学説には次のようなものがある。

1 振込資金の欠缺を理由とする組戻し依頼に関する事例

岡山地判平成5年8月27日 金融法務事情1371号83頁

【事実】

Y（仕向銀行）は、平成4年3月27日に振込指定日を同年3月31日とするAからX（被仕向銀行）B名義の口座に79万円余りの先日付振込の依頼を受け発信した。この振込通知を受信したXは、3月31日付で受取人口座に振込金を入金記帳した。しかし、3月31日の午後にYから組戻し依頼を受けたため、Xは組戻し依頼を承諾してYに資金を返却するとともに、受取人の承諾を得ることなく入金記帳を抹消した。組戻しを依頼した理由は、振込依頼人が倒産したため振込指定日当日に振込資金が提供されなかつたということであった。その後、

Xは受取人から入金記帳の抹消が違法であるとの指摘を受けたため、入金記帳の抹消を取消し、Yに対して組戻しの無効を理由として振込金の不当利得返還請求を行った。なお、本事例において振込依頼人が組戻しを依頼したかどうかについては、判旨では全く触れていないが、現実に資金を提供していないし倒産したことのようであるから、組戻し依頼はしていないものと考えられる。

【判旨】

振込資金を提供しなかった点について、「振込依頼人と仕向銀行及び仕向銀行と被仕向銀行との法律関係はそれぞれ委任契約であると考えられるところ、両者の法律関係は別個のものであり、それぞれの契約当事者間の事情は他の当事者に影響を及ぼすものとは言えないのであって、振込依頼人が仕向銀行に対しその資金を提供しなかったことをもって、仕向銀行は、振込通知にしたがって入金記帳処理をした被仕向銀行及び受取人に対し、預金債権の不成立を主張することはできないものである。

また、振込の現実の決済が入金記帳日の翌日になされるシステムにおいて、預金債権の要物性をもって、入金記帳日に預金債権は成立していないということはできないことは、入金記帳日に受取人が預金の払戻しを受けた場合を考えれば明らかである。

右のように考えなければ、銀行間の振込取引の動的安全を保護することもできないのである。」

この裁判例の主要な争点は、入金記帳と預金の成否との関係及び受取人の承諾がない組戻しの効力についてであり、振込資金の欠缺を理由とする組戻し依頼を発信することができるか否かについては直接判断してはおらず、受取人の預金債権の成否の問題として判断されている。

振込資金が提供されていないことを理由として仕向銀行が振込通知の取消依頼や組戻し依頼をすることができるかという点について、この裁判例に関する評釈においては次のような見解が主張されている。

まず、振込通知の取消については、内国為替取扱規則で振込資金の欠缺を取消事由としているために取消依頼はできない。また、組戻しについては、振込規定上規定がなく実務上もその事由は問わないと解されているため組戻し依頼はできそうであるが、次のような点でできないと考えられる。すなわち振込資金が提供されないことと類似する例として、振込資金として受け入れた他店券が不渡となった場合が考えられる。他店券不渡については内国為替取扱規則に「他店券受入表示の禁止」として「為替通知には、他店券受入の旨の表示を一切記入してはならない」と定めている。これは、他行為替取引の安定性を維持するために、他店券が不渡となった場合にこれを理由としてすでに発信した為替通知の撤回をすることができないことを意味し、為替取引の資金は現金またはこれと同一視できるものに限るということを意味する。そして、この定めは一般の振込であると先日付振込であるとを問わず適用される。そこで、振込資金を欠く場合と受入他店券の不渡により資金化されない場合を比較すると、実質的に両者には差がない。したがって、仕向銀行は振込資金の提供がなかったことを理由に、すでに発信した振込通知を撤回することはできないと解さざるを得ず、この結果、振込資金を欠く振込通知は有効で、組戻し依頼をすることもまたできることになるとする⁽¹⁰⁾。

あるいは、組戻しを委任契約の解除と考える立場から、振込資金は委任事務処理費用であり銀行が資金を受け取る先後で委任契約の効力が変わることはないので、仕向銀行が振込実行後に資金を受け取ることが不可能となったからといって、組戻しを使って返してもらうのは間違った使い方であるとの見解⁽¹¹⁾、また、本裁判例のような先日付振込においては通常振込依頼人と仕向銀行とが継続的な取引関係にあり、銀行は振込依頼人の信用状態を確認して先日付振込に応じているはずである。それにもかかわらず振込依頼人から振込資金を取得できなくなったのは、銀行が信用状態を見誤り融資金が不良債権化したのと同じなので、このリスクを事情を知らない第三者に転嫁することは許されないとする見解もある⁽¹²⁾。

2 振込依頼人の依頼がない組戻しについて

第一判平成12年3月9日 金融商事判例1091号12頁、金融法務事情1586号96頁

【事実】

A会社（振込依頼人）は、B銀行（仕向銀行）に当座預金口座と普通預金口座を開設していた。平成7年1月30日、A会社は弁護士と打ち合わせの上、破産手続に入ることを決定し内密に準備を始めた。A会社は従業員に支払うべき退職金及び給料のための資金を確保するため、それまで取引関係がなかったY銀行（被仕向銀行）に普通預金口座を開設し、1月31日午後2時52分頃にB銀行の普通預金口座から1535万円を払い戻したうえ、Y銀行に開設した口座へ振込入金を行い、これによりA会社はY銀行に対して同額の普通預金債権（本件預金）を取得した。

B銀行担当者は、31日午後、A会社の当座預金残高が額面金額合計1180万円弱の手形の決済資金として足りないと旨をA会社に連絡していたところ、B銀行にあるA会社の普通預金口座の払戻及びY銀行への振込がなされたことから、A会社に対して再三電話をかけて経理担当者か会社代表者に大至急連絡をとるように催促していた。しかし、電話の応対に出た事務員はA会社の経理担当者ではなく、A会社が破産手続開始の準備中であることも知らされてはおらず、経理担当者の指示に従って会社代表者らは不在で所在はわからない、経理担当者は外出中で連絡がとれないなどと答えていた。

B銀行担当者は、Y銀行への振込の依頼はA会社の資金操作の過誤によるものに違いないと判断して、手形の不渡を回避するためY銀行に対して振込金の組戻しを依頼するとともに、A会社にその承諾を求めるべく電話をかけた。A会社の事務員の応対に変わりはなかったのであるが1月31日午後4時頃、Y銀行に対して振込金の組戻しについてA会社の承諾が得られた旨の連絡を行った。なお、B銀行の担当者は電話で応対したA会社の事務員は経理担当者でないことを承知していた。

Y銀行は、B銀行から組戻しについてA会社の承諾が得られた旨の連絡を受

けたことから、自ら直接A会社に確認することなく組戻しに応じることとし、1月31日午後4時11分頃A会社の口座から1535万円が出金されB銀行の仮受口からA会社の普通預金口座に組戻し金として入金され、内1151万円はA会社の当座預金口座に振り替られ手形は決済された。

A会社は2月13日名古屋地方裁判所で破産宣告を受け、Xが破産管財人に選任された。Xは当該組戻しはA会社の同意を得ていないため無効であるとして、Y銀行に対して預金の払戻を請求した。

第1審（名古屋地判平成8年12月18日 金融・商事判例1035号3頁、金融法務事情1476号43頁、判例タイムズ956号200頁）は、組戻しについてはA会社の承諾を認めることができないが、Xが組戻しの無効を主張することは信義則に反して認められないとしてXの請求を棄却した。

原審（名古屋高判平成9年10月30日 金融・商事判例1035号11頁、金融法務事情1514号70頁）は、組戻しについてA会社の承諾があったものと認めることができないとした上で、Xによる組戻しの無効の主張が信義則に反するとはいえないとしてY銀行の相殺の抗弁を一部認め、Xの請求の大半を認容した。

【判旨】

「Xが本件組戻しの無効を主張することは信義則に反する旨の所論は、Xの本件預金の払戻請求が信義則に反し許されない旨をいうに帰するものというべきところ、前記事実関係によれば、上告補助参加人B銀行の担当者が、本件手形の決済資金が不足する状況下で本件振込みが行われたことにつき、A会社の資金管理の過誤によるものと判断して、本件手形の不渡を回避すべく、A会社に再三電話で連絡を取るなどしていたのに対し、A会社の経理担当者は、事情を知らない社員に電話の応対をさせるのみで、本件組戻しの許否につき何ら応答をしなかつたというのである。しかし、銀行の担当者が顧客の利益のために尽力することは相当であるとしても、いかに手形の不渡を回避するためとはいえ、取引先の承諾を得ることなく振込みの組戻手続や預金の払戻手続をとることまでが銀行の権限に属するとされる余地はなく、Y銀行は、A会社の承諾の有無につき自ら確認することなく、本件預金を出金して本件組戻しに応じているこ

となどの事情をも併せ考慮すれば、本件においては、Xの本件預金の払戻請求が信義則に反するとはいえない。」

この判例は、A会社はB銀行にとっては振込依頼人であり、同時にY銀行にとっては受取人という珍しい事例である。

振込依頼人の立場としてのA会社から依頼されていない組戻しの効力について、第1審では、B銀行は、本事例の具体的な事情のもとにおいてはAの組戻し依頼の有無につき電話で応対していた権限がない事務員についても組戻しの承諾権限が認められるべきであり、また黙示的に権限が与えられたものと解すべきであると主張したが、判旨は事務員に権限を認めるのは困難である、B銀行側も当該事務員が組戻しの承諾権限を持たないことは認識していたから黙示の授権も認められないとして、組戻しにおける振込依頼人からの依頼の必要性を述べている。

原審の判旨では、「・・・もともと1535万円の資金移動は、破産者が自らの意思で適式な手続を踏んで行ったものであり、かつ、破産者の資金管理は破産者自身の権限と責任においてされるべきものであるから、権限を有する経理責任者の承諾がないのに、右1535万円を組み戻して手形決済資金に充てることは、特段の事情のない限り、当座預金契約の本旨に従つたものということはできない」としている。

そして、最高裁の前述の判旨においても、「銀行の担当者が顧客の利益のために尽力することは相当であるとしても、いかに手形の不渡を回避するためとはいえ、取引先の承諾を得ることなく振込みの組戻手続や預金の払戻手続をとることまでが銀行の権限に属するとされる余地はなく」として、振込依頼人からの依頼のない組戻しはできないことを示している。

学説においては、本事例の評釈で「仕向銀行が依頼者の申出なく被仕向銀行に対し、組戻しを依頼する一般的権限を有しないことは、明らかといふべきである。したがって、本件組戻しが当座勘定取引の委任事務処理の範囲の行為として有効とみることはできない。」⁽¹³⁾、「A社の不渡を回避しようとする努力は

正当に評価すべきであるが、許されるべき一線を超えて、権限者の同意なく組戻し手続を行ったZ銀行（筆者注—B銀行のこと）・・・の責任が問われることは、止むを得ないと考える。」⁽¹⁴⁾、「本件においては、B銀行は、振込依頼人であるAの依頼もないのにY銀行に対し本件組戻しの依頼をしたというのであるから、B銀行のとった措置は、明らかに不渡回避配慮義務を超えた不当なものというほかな」い⁽¹⁵⁾、「入金記帳後の「組戻し」の効力要件は、振込依頼の方から依頼があり、「組戻し」について受取人の同意があることの2つである。」⁽¹⁶⁾、等振込依頼人からの依頼がない組戻しは効力がないという見解が多数説である。反対に、振込依頼人の依頼がない組戻しであっても有効とする見解は見当たらない⁽¹⁷⁾。

IV 本件の判断について

Yは本件組戻しの適法性について、次のように主張する。

内国為替取扱規則によれば振込取消の手続は5つの取消事由に限定されていて、本件のような振込資金の提供がない無効な振込の場合には取消事由に該当しないため適用されない。組戻しは、本来は受取人の口座に入金記帳されるまでに行われる手続であるが、受取人口座に入金記帳後は銀行取引慣例上、便宜的に組戻し手続により振込金の回収が行われており、本件のように振込資金が提供されなかつた場合及び振込委任契約につき無能力者の意思表示や瑕疵ある意思表示があった場合にも、銀行取引慣習又は振込委任契約上の默示の約定によれば、便宜的に組戻し手続による組戻しを利用することができるため、本件の組戻しは銀行取引慣習等に基づき適法であるとする。

この主張は、受取人の口座へ入金記帳後の便宜的組戻しでは、本来の組戻し手続よりも適用範囲が広がるので振込資金の提供がない場合でも適法に取り戻すことができる、また、便宜的であるが故に本来の組戻し手続において必要とされるX1による組戻しの依頼も不要であるということを意味するものと思われる。

まず、振込資金が提供されない場合に組戻しを利用できるか否かについては、振込規定ひな型に具体的な組戻し事由が規定されていないことに注目すれば可

能であるとの解釈も考えられるが、岡山地判平成5年8月27日に関する評釈において主張されたように、YがX1の信用力につき多少の疑問を抱きX1に対して振込実行前に振込資金の提供を要求していたとしても、結果として本件振込資金を立替えた上で振込入金を行ったのであるからYは責任を免れないものであり、組戻しはできないと考えることが妥当であると思われる。

また、振込依頼人からの依頼がない組戻しについても、Yの振込規定にあるように組戻しは振込依頼人による組戻依頼書の提出を受けて行う旨の規定に違反するものである。そして、判旨も述べるように、組戻しは被仕向銀行の受取人の口座に入金記帳された後は受取人の承諾が必要であることから債権回収手段としては効率的でない上、誤振込等の事実がないにもかかわらず振込依頼人の組戻し依頼なしに振込が撤回されると受取人の信用を失わせる危険性が大きい。本件事実認定によればYは被仕向銀行に対してX1の依頼による組戻しという説明はしなかったようであるが、一部の被仕向銀行はX1から組戻し依頼があったものと理解し、受取人に対しても同様の説明をしていたということであった。X1の大口取引相手であるAが民事再生法適用を申請したこと自体X1の信用低下の要因となっていた時期だけに、Yの行為はX1の信用をさらに低下させるような影響を与えたものと考えられる⁽¹⁸⁾。また、判例では前述の最判平成12年3月9日が第1審、原審とともに振込依頼人の依頼がない組戻しは効力がない旨の判断を示し、評釈で主張された学説においても同様の見解が多数説であり、一般的に振込依頼人からの依頼がない場合の組戻しの効力を認める見解は無いようである。

以上のような判例や学説に照らしてみると、本件における振込資金の欠缺を理由とする、振込依頼人からの依頼がない組戻しは違法であり、Yには不法行為責任が認められるとの判断は妥当なものであると考える。

V 本判決の意義

本件判旨に示された「振込依頼者の意向に基づかない組戻しが「組戻し」として許容されるのは、依頼者の同意を得られないことにつき合理的な理由が存するなどの特段の事情が認められる場合に限られる」という点について、Yの支

店長らがXらに振込資金の準備や支払原資となる他行預貯金の開示を求めたが、Xらが明らかにしなかった等の事情を考慮しても、「Yは、予期していなかったAの民事再生手続の申立てを受けて、X1との間で立替金の支払いにつき、一方的にその支払期限を7月17日午後3時ころと定めて本件撤回を行ったといわざるを得ないから、前記特段の事情は到底認めがたい」との判断を示している。本件は、どのような場合に組戻しが可能かということが規定されていない現状で、振込依頼人からの依頼がない場合には原則として組戻しは認められないのであるが、「特段の事情」が存在すればこのような場合でも組戻しも認められるという判断を示したことに意義があるものと思われる。

(注)

- (1) 組戻しに関して最近刊行された判決例として、①名古屋地判平成16年4月21日 金融・商事判例1192号11頁、②名古屋高判平成17年3月17日 金融・商事判例1214号19頁、金融法務事情1745号34頁（①の控訴審）、③東京地判平成17年9月26日 金融・商事判例1226号8頁がある。これらは、振込依頼人が受取人を間違えて振込を行った誤振込の事例である。振込依頼人は仕向銀行に対して組戻しを依頼したところ、被仕向銀行が受取人に対する貸付債権と相殺したために、振込依頼人は被仕向銀行に対して不当利得返還請求訴訟を提起したものである。3件とも裁判所は被仕向銀行は振込依頼人に対して不当利得返還義務を負うと判示した。
- (2) 本稿脱稿時点（2006年11月）で公表されている、本件についての紹介、解説として、林浩成「資金交付前に振込を実行した銀行が資金の欠缺を理由に振込依頼人の同意なく組戻手続を行った場合の、依頼人に対する不法行為責任」銀行法務21・657号14頁、2006年、浅井弘章「金融商事実務判例紹介」銀行法務21・657号48頁、2006年がある。
- (3) 松本貞夫「振込取引における仕向銀行の責任および組戻し・取消・訂正の取扱—EFT取引の法的問題に關連して—」高窪利一先生還暦記念論文集刊行委員会編『現代企業法の理論と実務』経済法令研究会、523頁、1993年。
- (4) 松本貞夫「手形決済資金確保のために行った振込組戻しの適否—銀行の当座勘定取引先に対する不渡回避義務—」平出慶道・高窪利一先生古稀記念論文集編集委員会編『現代企業・金融法の課題（下）』信山社、876頁、2001年。
- (5) 松本貞夫「手形決済資金確保のために行った振込み組戻しの適否」銀行法務21・576号70頁、2000年。
- (6) 組戻しの法的性質に関しては、大西武士「振込送金の組戻しに関する諸問題」金融法務事情1261号4頁、1990年、浅田隆「組戻しの法律関係」銀行法務21・576号73—

74頁、2000年、岩原紳作『電子決済と法』有斐閣、67頁以下、2003年等参照。

- (7) 松本・前掲注(5) 70頁。
- (8) 松本・前掲注(4) 876-877頁。
- (9) 松本・前掲注(3) 512頁。
- (10) 松本貞夫「振込資金を欠く振込通知の効力」金融法務事情1371号5頁、1993年。
- (11) 小笠原淨二・川田悦男・後藤紀一・野村豊弘・松本貞夫「〈座談会〉誤振込と資金の成否をめぐる諸問題」金融法務事情1455号30頁(後藤紀一発言)、1996年。
- (12) 後藤紀一「振込取引に関する最近判例をめぐって(下)」金融法務事情1393号26-28頁、1994年、松本・前掲注(10) 5頁。
- (13) 小磯武男「預金者からの預金払戻請求が信義則に反するとはいえないとした事例」金融法務事情1603号19頁、2001年。
- (14) 吉田光碩「手形不渡回避のため、振込銀行から依頼を受けて、顧客に無断で組戻しに応じた銀行の責任」判例タイムズ1031号29頁、2000年。
- (15) 塩崎勤「平成12年度主要民事判例解説 民法35[契約⑨]」判例タイムズ1065号93頁、2001年。
- (16) 後藤紀一「振込送金を受けた銀行が預金者の承諾なしに「組戻し」に応ずることの可否」ジュリスト1202号105頁、2001年。
- (17) 本事例では、B銀行の当座勘定契約に基づく手形不渡回避義務の存否が争点となつており、そのような義務が認められる場合にはA社の依頼又は承諾がない組戻しも認められる場合があるとされる。

第1審では原告の請求を棄却したのであるが、原審及び最高裁は取引先の手形が不渡となることを回避するために当座預金口座開設銀行であるB銀行がY銀行に対して組戻しを行いその結果Yが預金払戻責任を負うと判示したため、賛否が分かれている。とくに、実務家を中心としてこのような判断が固まってしまうと銀行は当座勘定のサービスについては形式的に処理に終始しても仕方がないという批判がなされている(石井眞司・伊藤進・上野隆司「鼎談 金融法務を語る 振込送金の依頼を受けた銀行が依頼者の承諾なく手形不渡事故回避のため組戻しをした事例—依頼人の承諾・同意なく行った銀行の取扱いと責任(その2)—」銀行法務21・550号43頁(石井発言)、1998年。これは原審判決に対するコメントである。)。

- (18) 林・前掲注(2) 17頁

[付記] 本稿は、2006年7月1日(土)、西南学院大学で開催された第134回金融取引法研究会における報告原稿に加筆・修正したものである。

(2006年11月10日脱稿)